

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人野又学園
②設置大学名称	函館大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	0138-57-1181
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 2 6 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 1 0 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.nomata.ac.jp/governancecode/
⑧本協会による公表	☐ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	
原則 3－4 危機管理体制の確立	
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
原則 1－2	次期計画（令和 12 年度～）から、中期的な計画を Web で公表し、進捗状況も合わせて公表する予定である。
原則 3－1	令和 7 年度定時評議員会で選任された評議員からなる評議員会で、理事及び理事長の選任基準を検討する予定である。理事の担当責務については、直近の理事会にて決定する予定である。
原則 3－2	令和 7 年度定時評議員会で選任された評議員からなる評議員会で、監事の選任基準を検討する予定である。監査計画については、速やかに策定し、理事会に諮る予定である。
原則 3－3	令和 7 年度定時評議員会で選任された評議員からなる評議員会で、評議員の選任基準を検討する予定である。
原則 3－4	危機管理マニュアル等は整備しているが、事業継続計画は策定していないので、今年度中に策定する。
原則 4－1	情報公開に関する方針については策定していないので、今年

	度中に策定する。
--	----------

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神 https://www.hakodate-u.ac.jp/about/message/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	教育目標と３つのポリシー https://www.hakodate-u.ac.jp/about/policy/
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	令和６年度自己点検評価報告書（基準 4－1. 教学マネジメントの機能性） https://www.nomata.ac.jp/support/
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	令和６年度自己点検評価報告書（基準 4－1. 教学マネジメントの機能性） https://www.nomata.ac.jp/support/
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	令和６年度自己点検評価報告書（基準 4－2. 教員の配置・職能開発等、基準 4－3. 職員の研修） https://www.nomata.ac.jp/support/

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学校法人野又学園 経営改善計画 2025～2029 年度（令和 7～11 年度）（5 ヶ年）および学校法人野又学園中期経営計画（令和 5～7 年度）の２つを策定しているが、これら計画は、学生をはじめとするステークホルダーに公開しない前提で作成されたため、Web 等で公表はしていない（Ⅰ－Ⅲ参照）。
実施項目 1－2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	経営改善計画と中期経営計画は、進捗管理表を作成し、定期的に理事会の承認を受けている。これら計画は、学生をはじめとするステークホルダーに公開しない前提で作成されたため、進捗状況の Web 等での公表は

	していない（Ⅰ－Ⅲ参照）。
--	---------------

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	令和 6 年度自己点検評価報告書（基準 2－1 学生の受入れ） https://www.nomata.ac.jp/support/
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	令和 6 年度自己点検評価報告書（基準 A. 地域貢献） https://www.nomata.ac.jp/support/

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	臨床心理士を配置している「ピア・サポートセンター」が主催する研修会、入学者選抜区分「児童養護施設選抜」などで、多様性を受容する体制を構築している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	令和 6 年度事業報告書（法人の概要（7）役員の概要） https://www.nomata.ac.jp/support/

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事は設置校の所属長と外部人材で構成されているが、人材確保の方針は定めていない（Ⅰ－Ⅲ参照）。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	令和 7 年 6 月の理事改選時に、理事の責務を定めることを失念していた。理事の選任機関を評議員会とすることで、一定の相互牽制機能を持たせている。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	令和 6 年度に私学法改正に関する外部主催の研修会に一部の理事が参加している。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任基準は定めていない（Ⅰ－Ⅲ参照）。

保	
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	令和 7 年 6 月の監事改選時に、監査計画を策定することを失念していた。会計監査人となっている監査法人は、定期的に監事との面談、理事長との面談、および内部監査担当部署への助言を行っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	令和 6 年度に私学法改正に関する外部主催の研修会に一部の理事が参加している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員は設置校の所属長と外部人材で構成されているが、人材確保の方針は定めていない（Ⅰ-Ⅲ参照）。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の議長は評議員の互選としている。理事会で審議された議案を評議員会に諮り、評議員会では理事長らが議案について説明する体制となっている。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	令和 6 年度に私学法改正に関する外部主催の研修会に一部の理事が参加している。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理規程に基づいて設置校ごとにマニュアルを策定している。事業継続計画は策定していない。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	学校法人野又学園公益通報者保護規程を整備している。全職員を対象に危機管理研修を実施して、法令遵守、学生の安全確保にかかる事項を周知している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	求められている情報公開は行っているが、情報公開についての方針は策定していない。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへ	事業報告書ではわかりやすい解説やグラフを示すなど工

の理解促進のための 公開の工夫	夫をしている。 https://www.nomata.ac.jp/support/
--------------------	--

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明